

けやきち



府中市青少年健全育成
イメージキャラクター

令和6年度



うめちゃん

府中市立学童クラブのしおり

※ 入会申込み前に必ずご一読ください。

令和5年11月

府中市

目次

I 入会申込みの前に

1 学童クラブとは

- (1) 開館時間と休館日 2ページ
- (2) 一日の流れ 2ページ
- (3) 延長育成について 3ページ
- (4) 学童クラブ一覧 4ページ

2 料金について

- (1) 育成料・間食費 5ページ
- (2) 延長育成料 5ページ
- (3) お支払方法 5ページ
- (4) 育成料等の減額・免除について 6ページ

3 学童クラブの利用にあたって

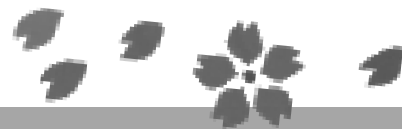
- (1) 学童クラブのルール 7ページ
- (2) 入会後の各種手続き 8ページ
- (3) 利用中の災害・病気・保険について 8ページ
- (4) 個人情報の取り扱いについて 8ページ
- (5) その他 9ページ

II 入会申込みについて

- 1 入会要件 10ページ
- 2 申込受付について 11ページ
- 3 申込みに必要な書類 13ページ
- 4 申込時の主な入力内容 16ページ
- 5 申込み後の流れ 18ページ
- 6 入会審査及び入会決定について 18ページ

- III よくあるご質問 20ページ

I 入会申込みの前に



1 学童クラブとは


保護者が就労等により昼間家庭にいない児童をお預かりし、異学年の交流や、間食の提供などの集団生活を通して、児童の健全な成長とご家庭を支援する施設です。専門的な知識や技術を持つ放課後児童支援員等を配置し、安心かつ豊かな放課後の時間を過ごせる環境を整備しています。

学童クラブは府中市が設置し、令和3年4月からは、22校の小学校にある学童クラブのうち、14校の学童クラブの運営を民間事業者に委託しております。公営・民営学童クラブで育成方針を共にし、全学童クラブで健全な児童の育成を提供していきます。

(1) 開館時間と休館日

● 育成時間（開館時間）

	午前8時	午後5時 (集団下館) 6時 7時
小学校の授業がある日 (例：平日、土曜授業日)		下校～午後7時
小学校の授業がない日 (例：土曜日、長期休暇)	午前8時～午後7時	

※ 上の表にてとなっている、午後6時から午後7時は、延長育成の時間となります。詳しくは「(3) 延長育成について」(P.3)をご確認ください。

● 休館日

日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

学童クラブに来ることを「登館」、学童クラブから自宅に帰ることを「下館」といいます。

(2) 一日の主な流れ

<小学校の授業がある日> …平日、土曜日の授業がある日

下校・登館 ～ あそび・宿題・間食 ～ 下館

<小学校の授業がない日> …土曜日、夏休みなどの学校休業期間

登館 ～ 【昼食】 ～ あそび・自主学習・間食 ～ 下館

※学校給食がない日は、お弁当をお持ちください。

● 下館方法

学童クラブでは、午後5時に同じ下館方面の児童で集団下館をします。集団下館の時間以降に帰宅する場合には、保護者のお迎えが必要です。また、集団下館の時間より前に、児童1人で帰宅することも可能です。

(3) 延長育成について

開館時間のうち、午後6時から午後7時までの間の学童クラブご利用は、延長育成の時間となります。延長育成をご利用の場合、利用区分に応じて、別途申込みと「延長育成料」という追加料金が必要となります。

延長育成料の金額は、「2 料金について」の「(2) 延長育成料」(P.5)をご確認ください。

利用区分	内容	注意事項
スポット利用	利用日数によって料金が発生	・延長育成は学童クラブに入会している方がご利用できます。 ・詳しい申込み方法は別途、ご案内いたします。 ・申込時に利用区分の選択が必要になります。
月額利用	一か月定額 ※その月の延長育成の利用の有無に関わらず、料金が発生します。	

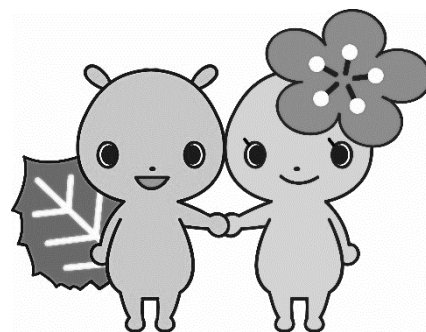
● 利用区分の変更を希望する場合

利用区分の変更を希望される場合は、変更希望月の前月末までに、変更の申込みをお願いいたします。

例：5月から、月額利用をスポット利用に変更したい。
→ 4月中に変更の申込みが必要です。

※延長育成を利用した日の下館には、保護者のお迎えが必要です。

※本人の責任によらない事由（交通機関の遅延や小学校での活動等）によって、下館時間が午後6時を過ぎた場合も、延長育成となります。延長育成料が発生いたしますのでご了承ください。



(4) 学童クラブ一覧

学童クラブ	対象学区域	所在地		電話番号 (042-)	運営
第一学童クラブ	一小	本館	寿町2丁目6番地	334-5391	公営
		分館	寿町2丁目6番地の8	306-5920	公営
第二学童クラブ	二小	本館	緑町1丁目29番地	365-4990	公営
		分館	緑町1丁目35番地の1	306-7806	公営
第三学童クラブ	三小	片町3丁目5番地		334-5392	公営
第四学童クラブ	四小	白糸台1丁目59番地		360-4820	民営
第五学童クラブ (※)	五小	本宿町1丁目51番地		369-5586	公営
第六学童クラブ	六小	天神町4丁目27番地		362-6942	民営
第七学童クラブ	七小	北山町2丁目20番地		573-3736	民営
第八学童クラブ	八小	是政1丁目34番地		334-5394	公営
第九学童クラブ	九小	栄町3丁目7番地		360-6585	民営
第十学童クラブ	十小	若松町4丁目32番地		364-4090	公営
武蔵台学童クラブ	武蔵台小	武蔵台2丁目3番地		327-3349	民営
住吉学童クラブ	住吉小	住吉町2丁目30番地		334-1971	公営
新町学童クラブ	新町小	新町1丁目29番地		366-7215	民営
本宿学童クラブ	本宿小	本宿町4丁目19番地		360-4895	公営
白糸台学童クラブ	白糸台小	白糸台2丁目18番地		360-5740	民営
矢崎学童クラブ	矢崎小	矢崎町4丁目9番地		334-5390	民営
若松学童クラブ	若松小	若松町3丁目3番地		360-5926	民営
小柳学童クラブ	小柳小	小柳町4丁目45番地		367-1399	民営
南白糸台学童クラブ	南白糸台小	押立町2丁目25番地		366-5050	民営
四谷学童クラブ	四谷小	四谷3丁目2740番地		364-9107	民営
南町学童クラブ	南町小	南町3丁目6番地		360-4885	民営
日新学童クラブ	日新小	日新町5丁目22番地		360-5970	民営

※第五学童クラブでは在籍児童数の増加に伴い、令和6年度より現在の施設と合わせ、分館での受け入れも開始する予定です。詳しくは第五学童クラブ利用者を対象に別途お知らせいたします。

2 料金について

学童クラブの育成に必要な費用として「育成料」、提供するおやつ代として「間食費」を利用者にご負担いただいています。

他、延長育成を利用した場合は「延長育成料」をお支払いいただきます。

※ 料金未納が2か月分以上ある場合には退会となります。

(1) 育成料・間食費

月単位でのお支払いになります。日割り料金はございませんので、その月に1日でも在籍していれば、ひと月分のお支払いになります。

(月額)

育成料	間食費	合計
5,000円	1,800円	6,800円

● 納入期限

毎月末日（末日が金融機関の休業日にあたる時は、その翌営業日）

(2) 延長育成料

利用区分に応じて、金額が異なります。延長育成の利用頻度に合わせて、お申込みください。延長育成の利用については「(3) 延長育成について」(P. 3)をご確認ください。

利用区分	スポット利用	月額利用
延長育成料	1回当たり400円 (お支払い金額=利用回数×400円)	月額2,000円 ※利用の有無に関わらずかかります

※児童一人につき上記料金がかかります。

※育成料の減免に該当する場合は、延長育成料も減免の対象となります。

● 納入期限

延長育成利用月の翌月末日（末日が金融機関の休業日にあたる時は、その翌営業日）

(3) お支払い方法

育成料・間食費及び延長育成料の納入方法は、金融機関からの口座振替です。手続きの詳細は別途ご案内いたします。

口座振替の開始までには日数がかかります（最長20日前後）。処理が完了するまでは納付書でお支払いください。

また、口座振替ができなかった方には、納付書を送付します。納付書記載の納付場所にて、期日までにお支払いください。

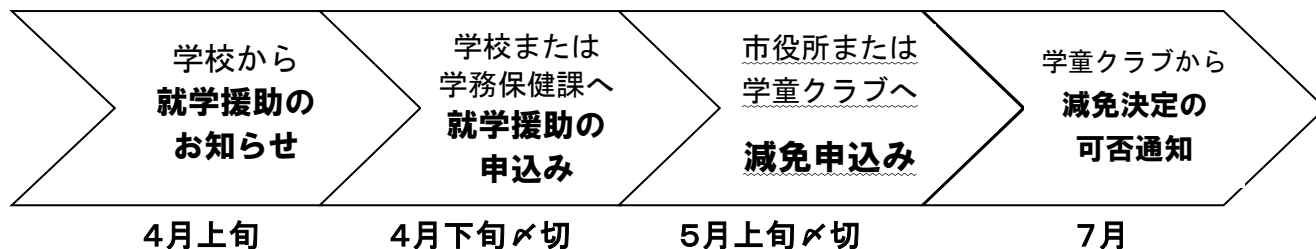
(4) 育成料等の減額・免除について

学童クラブの料金には、次のとおり減免制度があります。対象の方はお忘れなくお申込みください。

減免対象者		申込みに必要な書類	減免対象	減免後の月額料金
1	生活保護世帯の方	・生活保護受給証明書	・育成料 ・延長育成料 ・間食費 (全額)	0円
2	就学援助費受給の認定を受けている方	※学校に就学援助の申込をされた方は、学童クラブにも減免の申込をしてください。	・育成料 ・延長育成料 (全額)	1,800円
3	世帯員全員が 市民税非課税の方	【転入世帯の方】 ・前住所地の自治体の課税証明書	・育成料 ・延長育成料 (全額)	1,800円
4	世帯で2人以上 学童クラブに入会している方	※申込時に学童クラブに入会する兄弟の氏名申告が必要です。	【第二子以降の】 ・育成料 ・延長育成料 (半額)	4,300円 ※延長育成利用の場合、 区分に応じた料金が上記金額に加算されます。

● 就学援助費受給による学童クラブ育成料の減免決定までの流れ

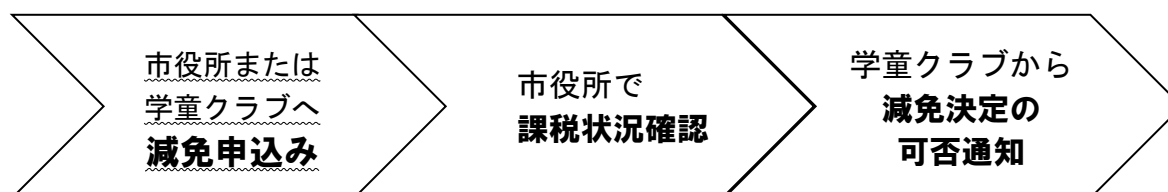
就学援助費受給の手続き等詳細は、各小学校または学務保健課（TEL：042-335-4436）へお問い合わせください。



※就学援助費受給申込をしている方で、かつ市民税非課税世帯の方は、非課税での減免を適用します。

※学童クラブでの減免決定までの期間は、通常通り育成料等を徴収します。減免決定により、過払い金が発生した場合は、後日返金します。

● 市民税非課税による学童クラブ育成料の減免決定までの流れ



※毎月10日までに提出があったもので、市民税非課税対象者と確認できた場合は、その月から減免を適用します。

※4月に前年度、6月に当該年度の課税状況をそれぞれ確認します。課税状況が年度によって変更した場合は、減免が適用されなくなる場合があります。

※確認の結果、世帯員全員が市民税非課税であっても、家庭の実態に即した課税状況によって、減免決定できない場合があります。この場合、追加の書類提出を依頼する場合があります。

3 学童クラブの利用にあたって

(1) 学童クラブのルール

○ 学童クラブとの連絡

早退または欠席をする場合、保護者の方が事前にお知らせください。
当日に変更される場合は、必ず保護者が電話でご連絡ください。

学童クラブでは連絡帳等を、保護者との連絡手段として使用しています。(学童クラブにより形態は異なります。)連絡帳には、早退・欠席連絡のほかにも、健康状態、提出物を持たせたことなどを記入し、毎日持たせてください。学童クラブからも連絡事項を記入しますので、毎日記入内容の確認をお願いいたします。

また、出張等で職場を移動するような時は、その日の所在を連絡してください。(緊急時にご連絡する場合がございます。)

○ 学童クラブの利用理由

学童クラブの利用には入会要件と同内容の理由が必要となります(入会要件については、「Ⅱ 入会申込みについて」の「1 入会要件」(P. 10)をご確認ください)。入会要件に該当しない理由での利用はできません。

例：結婚式の2次会に参加するため、延長育成を利用したい→利用できません。
土曜日にきょうだいの行事を参観したい→利用できません。

また、習い事などの私的な用事の後に学童クラブに登館すること(途中登館)、一度学童クラブに登館した後に、習い事などの理由で下館し、同日中に再度登館すること(中抜け)はできません。

○ 入会要件証明書類の再提出依頼

入会申込時に雇用契約の期限が設けられていた方や、契約と異なり勤務実績が不足していた方などは、入会決定後にも入会要件が満たされているかを確認いたします。その際、提出期限を設け、再度書類の提出をお願いいたしますので、予めご承知おきください。依頼があった際には、期日までの提出にご協力をお願いいたします。(提出する入会要件証明書類については「Ⅱ 入会申込みについて」の「3 申込みに必要な書類」(P.13~)をご確認ください。)

※ 入会要件が確認できない場合、退会となりますのでご了承ください。

○ 食物アレルギーの対応について

府中市立学童クラブでは府中市立小学校と同様、以下の物質を含む間食は提供しません。

そば、ピーナッツ、ナッツ類(アーモンド、カシューナッツ、くるみ等)、キウイフルーツ

なお、間食は調理済みの食品を提供するため、食品から特定のアレルゲンを抜くといった除去は対応しておりません。

また、食物アレルギーをお持ちの方は、別途書類の提出が必要となりますので、入会申込み時にご案内いたします。なお、食物アレルギーをお持ちの児童のみ、児童の安全確保のため、間食(おやつ)の持ち込みが可能です。持ち込みを行う場合、間食費の支払いを免除いたします。

(2) 入会後の各種手続き

次のようなときは、所属の学童クラブへ速やかに届出が必要です。届出方法は、学童クラブの入会が決定した方に別途お知らせいたします。

状況	届出内容	注意事項
学童クラブをやめるとき	・ 退会日 ・ 退会理由	・ 退会する当月中に届出が必要です。 ・ 翌月の届出となった場合、その月は在籍とみなされ、月額で育成料・間食費が発生します。
連絡先や住所世帯状況が変わったとき	・ 変更日 ・ 変更内容、理由	・ 変更内容によっては、追加で書類の提出等を依頼する場合があります。
勤務先、入会要件が変わったとき	・ 変更日 ・ 変更内容、理由 ・ 通勤経路 ・ 就労証明書など、入会要件証明書類	・ 転職、異動などにより勤務先が変更になった場合、通勤経路も併せて届出が必要です。 ・ 変更後の入会要件によって、必要になる書類が異なります。(P.13～)をご確認ください。
長期間学童クラブを休むとき	・ 休会期間 ・ 休会理由	・ 休会を希望する月の前月中に届出が必要です。 ・ 月単位での申請となります。 ・ 休会可能期間は最大2か月です。 ・ 休会期間中は間食費のみ免除されます。 (育成料5000円はお支払いいただきます。)

※事前の連絡等なく15日以上連続して登館しない場合は、退会扱いとなる場合があります。

● 学童クラブを変更する場合

市内転居などにより、所属する学童クラブを変更する場合は、別途お手続きが必要になります。学童クラブまたは児童青少年課にご相談ください。

(3) 利用中の災害・病気・保険について

- 地震・風水害等の災害が発生した場合またはそのような事態が予想される場合は、速やかにお迎えをお願いします。
- 病気等で具合が悪くなった場合もお迎えをお願いします。
- 児童の万一の事故・負傷に備え傷害保険に加入していますが、その補償は見舞金の給付です。医療費や看護等に伴う保護者の休業損害を補償するものではありません。個々のご家庭で別に保険に加入されることをお勧めします。

(4) 個人情報の取り扱いについて

入会申込時等に提供された、児童とその世帯の個人情報については、市の個人情報の保護に関する条例に基づき、学童クラブ事業の目的のみに使用し、厳正に取り扱います。

なお、市では一部の学童クラブの運営を民間事業者へ委託していることから、市が収集する個人情報については、当該事業者へ提供して育成活動に活用します。各事業者には、市の規定に準じて個人情報を取り扱うことを徹底しておりますので、ご承知おきください。

(5) その他

- 必要のないお金や携帯電話、玩具、菓子などを持たせないでください。また、学校に持ち込むことができないものは、学童クラブへの持ち込みもできません。
- 車での送迎はご遠慮ください。
- 入会前にご自宅と学童クラブの行き帰りの通り道を、お子さんと一緒に歩いて確認してください。
- 利用日数が少ない場合は、指導員から状況確認をさせていただく場合があります。
- お子様の氏名を、施設内に掲示したり学童クラブだより等に掲載したりする場合がございます。氏名の掲載等に差支えのある場合は、学童クラブまでご相談ください。
- 活動の様子として、お子様の写真を学童クラブだより等に掲載したりする場合がございます。個人の特定ができないように掲載しますが、掲載に差支えのある場合は、学童クラブまでご相談ください。
- 学童クラブでは感染症の流行を抑えるため、手洗いうがいの促しや物品の消毒、換気の実施などに取り組んでいます。学童クラブに在籍する児童本人もしくは同居家族の体調がすぐれない場合や、感染症などに感染した場合には、無理な登館はお控えください。
また、感染症の流行状況により、休館する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- 所属する学級や学年が学級・学年閉鎖した場合は、原則学童クラブの利用はお控えください。また、学校が休校となった場合には、学童クラブも休館となります。
- 持ち物や過ごし方など、細かなルールは各学童クラブによって異なります。



Ⅱ 入会申込みについて

1 入会要件

次の要件を満たしていることが、学童クラブに入会する条件となります。

- ① 市内に住所のある小学校1年生から6年生までの児童で、集団での育成が可能であること。
- ② 保護者が次のアからキまでのいずれかの理由で、下記の状況にあること。

- ・ 正午から午後6時までの間に4時間以上児童の監護ができない
- ・ 上記のような日が月14日以上ある

※ 午前中の活動は含まれません。

〈児童監護不可理由〉

ア	外勤労働に従事している、就労している方
イ	自営労働に従事している方（例：個人事業主、フリーランス）
ウ	病気・身体障害などがある方
エ	家族の看護・介護をしている方
オ	就学している方
カ	出産予定の方 （出産月前後の2か月間の入会が可能です。例：6月中に出産予定日がある場合、4月1日から8月31日まで入会可能）
キ	ひとり親家庭で就職活動中の方 （入会后3か月まで入会が可能です。勤務先が定まった場合、入会要件を勤務要件に変更して継続してご入会いただけます。）

！注意！

※上記の要件は祖父母等、入会する児童と同居している方についても、保護者と同様に必要です。

ただし、令和6年4月1日現在、満65歳以上の方及び申込児童の兄弟は必要ありません。

※育児休暇取得中の場合は、新規入会できるのは復職予定月以降です。

ただし、すでに学童クラブに入会している児童の保護者が育児休暇を取得する場合は、当該児童に限り、生まれた子が1歳になる月の末日まで育休期間中の入会を認めます。

● 要加配区分の児童の要件

要加配区分での入会を希望される方は上記の要件に加え、次のアからウの要件全てに該当する必要がある。

- ア 原則集団での育成が可能であること
- イ 保護者、ヘルパー等の付添いにより安全に登下館できること
- ウ 次のAからEまでのいずれかに該当すること
 - ・ A 身体障害者手帳または愛の手帳が交付されている児童
 - ・ B 都立特別支援学校に就学する児童
 - ・ C 特別支援学級（知的固定学級）に就学する児童
 - ・ D 発達障害（広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等）がある児童で学童クラブでの育成において特別な配慮が必要と判断された児童
 - ・ E 障害・診断名はないが、集団育成のなかで配慮が必要な児童

要加配児は児童の特性を考慮し、職員を加配して育成します。加配の必要性および程度は、面談や保育施設等の見学などの結果を基に、審査により決定します。

2 申込受付について

■ 受付期間

<令和6年4月1日付入会の受付期間>

新1～3年	令和5年12月 1日（金）～令和5年12月28日（木）
新4～6年 （※1）	令和6年 1月 6日（土）～令和6年 1月13日（土）
要加配（新1～6年） （※2）	令和5年12月 1日（金）～令和5年12月16日（土）
医療的ケア児 （※3）	【事前相談】令和5年11月15日（水）～令和5年12月15日（金） 【入会受付】令和5年12月 1日（金）～令和5年12月15日（金）

- ※1 新4～6年生は受け入れ状況に余裕のある学童クラブのみ受け入れます。令和6年1月5日（金）に受け入れ可能な学童クラブ及び人数を、市ホームページ上で公表します。詳しくは「6 入会審査及び入会決定について」（P. 18～）をご確認ください。
- ※2 要加配児でのご入会は、原則上記期間内のみ受け付けます。年度途中からの入会、長期休暇期間中のみの利用も含め、令和6年度中に加配による学童クラブの利用をご希望の方は、上記期間中に必ずお申し込みください。やむを得ない事情により年度途中からの加配をつけた入会を希望する場合は、受け入れ態勢が整い次第のご入会となります。そのため、入会日の希望には添いかねる場合があります。また、お申し込み後にご連絡をさせていただきますのでご了承ください。
- ※3 医療的ケア児の入会申込みには事前相談が必須となります（要予約）。医療的ケア児の入会受付については、市ホームページにて詳細をご確認ください。

<年度途中の入会受付期間>

毎月	1日付	入会希望日の前月1日～前月中旬頃
	15日付	入会希望日の前月1日～前月下旬頃

いずれかを選択し、お申込みください。各月の申込み締切日につきましては、令和6年2月下旬頃、市ホームページ上でご案内します。

また、15日付の入会の場合でも、育成料等はひと月分の金額でお支払いいただきます。

- ※ 4月の年度途中入会については、4月15日付の入会のみ実施します。
令和6年4月1日付の入会は令和5年12月の受付期間にお申し込みください。

● 転入世帯の入会申込みについて

府中市内に転入し、令和6年4月1日付での入会を希望する方に限り、令和6年3月の下記期間中に入会申込みを受け付けます。転入時期を確認しますので、あらかじめご承知おきください。

転入世帯の令和6年4月1日付入会申込み	
受付期間	令和6年3月1日（金）～3月10日（日）

- ※ 転入先である府中市内の住所が令和5年12月1日時点で定まっている場合、令和5年12月からの申込受付期間でお申し込みください。（住民票の異動手続きが完了しているかは問いません。）

■ 申込み方法

令和6年度入会より、申込み方法がオンライン申請に変更となりました。

下記URL、二次元コードから申込みサイトにお進みください。なお、申込時には下記の点にご注意ください。

※ 医療的ケア児の入会申込みはオンラインでの受付ができません。申込み方法を市ホームページでご確認の上、書面でお申込みをお願いいたします。

● 注意事項

- 1 画面の案内に従って、アカウントを作成し、申込み情報の入力をお願いいたします。入力が必要な情報は「4 申込時の主な入力内容」(P.16)をご確認ください。
- 2 申込みにはメールアドレスが必要です。
- 3 就労証明書など、提出書類のデータ添付が必要となります。各入会要件に応じた必要書類をご確認いただき、お手元にご準備の上、お申込みへお進みください。必要書類は「3 申込みに必要な書類」(P.13)をご確認ください。
- 4 通信状況の良い場所でお手続きください。
- 5 期日間際のお申込みは混雑する恐れがあります。期間に余裕をもってお申込みください。

● 令和6年度学童クラブ入会申込みサイト

URL

<https://fuchucity.service-now.com/csp>



※入会申込みの受付時間は、入会申込受付開始日の0時から申込締切日の23時59分です。

入会受付期間以外に申し込むことはできません。

また、入会に関して児童青少年課へ問合せをする場合、開庁日の8時30分から17時15分までの受付となりますのでご了承ください。

3 申込みに必要な書類

※ご提出いただいた書類は、取扱に十分注意し、学童クラブ事業以外の目的では使用しません。

- オンライン申込においても、就労証明書など、提出書類のデータ添付が必要です。申込開始前に必要書類をご準備のうえ、お申込みください。
- 必要書類は下表をご確認のうえ、同居家族全員分（児童の兄弟及び満65歳以上の方を除く）ご用意ください。
- 記入、入力漏れや提出書類の添付漏れにご注意ください。**
- 提出された書類から入会要件が確認できない場合、追加で書類の提出をお願いする場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 保護者の方の状況が、複数の入会要件にまたがる場合、該当する入会要件の必要書類をご準備ください。

■必要書類早見表（保護者の方の入会要件別）

必要書類	ア 従事外勤して労働している方			イ 従事し営業している方		ウ 病気が・ある方 心身障害		エ 家族の看護・介護している方	オ 就学している方	カ 出産予定の方	キ ひとり親家庭で 就労活動中の方
	在職中	採用予定※4	育休取得※1	従事中	開業予定※4	病気	心身障害				
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
就労証明書※5	○	○	○	○	○						
申立書						○	○	○	○	○	○
医師の診断書						○	○	○	○		
障害者手帳						○	○	○	○		
スケジュール表				○	○			○			
在学証明書 または学生証									○		
時間割など									○		
母子手帳 (分娩予定日記載)										○	
ハローワーク受付票											○
入会可能期間	年度末まで※2	3か月後に勤務実績確認→判断	新生児が1歳になる月末まで	年度末まで※2	3か月後に営業実績確認→判断	診断書に記載された療養期間	年度末まで	年度末まで	保護者の卒業予定月まで	出産予定月の前後2か月間	3か月間

- ※1 育児休暇取得中の場合は、新規入会できるのは復職予定月以降です。
ただし、すでに学童クラブに入会している児童の保護者が育児休暇を取得する場合は、当該児童に限り、生まれた子が1歳になる月まで育児期間中の入会を認めます。
- ※2 年度途中に入会要件が満たされているかを確認するため、再度書類の提出を依頼する場合があります。
- ※3 いずれかで可
- ※4 入会できるのは就業/開業予定月以降です。
- ※5 就労の形態により、別途書類の提出を依頼することがあります。

■必要書類の提出形式

形式	Excel、PDFなどの電子ファイル形式 または原本を撮影した画像データ	原本を撮影した画像データ
対象書類	<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書 直近1か月の勤務実績表、シフト表 (シフト制やフレックスタイム制など、日によって勤務時間が異なる方は提出が必要です) スケジュール表 在学証明書 時間割 	<ul style="list-style-type: none"> 申立書 医師の診断書 障害者手帳 学生証 母子手帳 ハローワーク受付票

注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・記載内容の確認ができること ・画像データの場合、右記注意事項を確認すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・原本をカラー撮影すること ・書類の記載内容がはっきりと写っていて、画像上で内容の確認ができること
-----	---	--

※指定された形式以外でのご提出は受け付けられません。

また、ご提出いただいた場合でも、内容が不明瞭など、不備が確認された場合には再提出をご依頼しますので、予めご承知おきください。

■必要書類を添付する際の注意点（要件については「入会要件」（P.10）をご確認ください。）

すべての書類において、記入の際、鉛筆や消えるボールペン、修正テープ等は使用しないでください。書き損じは二重取り消し線で訂正してください。

書類名・提出対象	注 意 点
<p>就労証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>外勤労働従事者</u> ・<u>自営労働従事者</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・記入日が提出日から3か月以内のもの ・勤務先で作成していただく書類です。日数に余裕をもってご準備ください。 ・契約期限がある方は契約更新の確認のため、更新後の就労証明書を再提出すること ・令和6年度から様式を変更していますが、令和6年度申込分に限り、令和5年度「勤務証明書」も受付可能です。 ・府中市ホームページにて、就労証明書記載要領を公開しておりますので、ご確認ください。 ・「就労証明書」の記入例は市ホームページに掲載しています。作成前にご確認ください。 <p>【シフト制やフレックスタイム制などで、日によって就労時間が異なる方】 直近1か月の出退勤時刻がわかる書類の提出が必要（任意書式）。 （例：出退勤簿）</p> <p>【自営労働に従事している方】 就労証明書と併せて、「スケジュール表（指定書式）」の提出が必要。</p> <p>【採用予定の方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務の契約内容が明記されていること ・就職から3か月後に勤務実績が記入された就労証明書を再提出すること <p>【育休取得中の方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規入会は復職予定月以降に入会可能 ・継続入会の児童は新生児が1歳になる月末まで入会可能 ・復職予定日が明記されていること ・復職後に復職証明書を提出、そして復職から3か月後に勤務実績が記入された就労証明書を再提出すること
<p>申立書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>病気、心身障害等がある方</u> ・<u>家族の看護、介護をしている方</u> ・<u>就学している方</u> ・<u>出産予定の方</u> ・<u>ひとり親家庭で就職活動中の方</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・記入日が提出日から3か月以内のもの ・原本をカラー撮影し、画像をアップロードすること ・日中、児童の監護が困難で、学童クラブの利用が必要な理由を記入すること。 ・所定書式に記載してある記入例を参照すること。

<p>医師の診断書、障害者手帳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病気、心身障害等がある方 ・ 家族の看護、介護をしている方 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記入日が提出日から3か月以内のもの ・ 原本をカラー撮影し、画像をアップロードすること <p>【病気の方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「医師の診断書」または「障害者手帳」いずれかで可。 <p>【家族の看護・介護をしている方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被看護、被介護者の「医師の診断書」または「障害者手帳」いずれかで可。 ・ 要介護度が記載された被保険者証も可。 <p>【心身障害がある方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「障害者手帳」の提出が必要。
<p>スケジュール表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自営労働従事者 ・ 家族の看護・介護をしている方 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記入日が提出日から3か月以内のもの ・ 所定書式に記載してある記入例を参照すること。 ・ 現状と入会予定月以降でスケジュールが異なる場合、入会予定月以降のスケジュールを1か月分、予定として記入すること。 <p>【自営労働従事者の方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再提出の依頼があった場合、就労証明書と併せてスケジュール表も提出すること。
<p>在学証明書 または学生証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就学している方 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記入日が提出日から3か月以内のもの
<p>時間割等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就学している方 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記入日が提出日から3か月以内のもの ・ 月や学期によって変動する場合は、最新の時間割等を提出すること ・ 時間割等で入会要件を満たしているかを確認するため、自習時間や時間割外の活動（学校認可のもの）がある場合、それらの活動を申立書に記載して申し立てるか、所属先が発行する書類をあわせて提出すること
<p>母子手帳の分娩予定日が記載されているページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産予定の方 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記入日が提出から3か月以内のもの <p>【産後、復職する方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯状況と入会要件を変更する届出と併せ、復職証明書を提出し、復職から3か月後に勤務実績が記入された就労証明書を提出すること <p>【産後、育休を取得する方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯状況を変更する届出と併せ、育休期間が明記された就労証明書を提出すること
<p>ハローワーク受付票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり親家庭で就職活動中の方 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記入日が提出から3か月以内のもの ・ 入会から3か月以内に就職先が決まらない場合は退会 <p>【就職後、継続して入会する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入会要件を変更する届出と併せて就労証明書を提出し、就職から3か月後に勤務実績の記入された就労証明書を再提出

※ 就労証明書等、府中市の保育所申込み用様式での提出も可能です。
（保育所申込用様式での提出の場合も、必ずご家庭で写しをご準備ください。）

4 申込時の主な入力内容

オンライン申込時、保護者の皆さまに行っていただく主な作業は次のとおりです。

①ご準備いただいたデータをアップロードする

「3. 申込みに必要な書類」をご確認のうえ、事前にご準備いただいたデータまたは画像をオンライン申込時に所定の箇所にアップロードしてください。

②直接入力、選択する

オンライン申込時の案内に沿って、直接入力または選択をしてください。

入会要件の審査のため、アップロードしていただいたデータの記載内容を保護者の方に直接入力、選択していただく箇所がございます。ご準備いただいた書類等を参考に、ご入力または選択をしてください。

主な入力内容は、下表のとおりです。

<p style="text-align: center;">基本情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 児童の状況（氏名・生年月日等） • 世帯の状況 • 父母の状況（該当する入会要件・通勤等の経路） • 祖父母の状況（年齢・住所・勤務先等） • 学童クラブから自宅までの地図 ※データ添付 <p style="text-align: right;">など</p>
<p style="text-align: center;">保護者の入会要件に関すること①</p>	<p>該当する保護者の入会要件をア～キの中から選択（複数該当する方は、複数選択）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 外勤労働に従事している方 イ 自営労働に従事している方 ウ 病気・心身障害等がある方 エ 家族の看護・介護をしている方 オ 就学している方 カ 出産予定の方 キ ひとり親家庭で就職活動中の方
<p style="text-align: center;">保護者の入会要件に関すること②</p> <p>※「ア 外勤労働に従事している方」または「イ 自営労働に従事している方」を選択した方のみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 雇用（予定）期間 • 就労先（事業所名・住所） • 就労時間、日数 • 就労実績（直近3か月分） • 各種休業取得状況 <p style="text-align: right;">など</p>

<p style="text-align: center;">入会面談に向けた質問事項</p> <p>※申込児童が府中市立学童クラブを初めて利用の場合のみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 出身保育所、幼稚園等 • 平熱 • 既往歴および予防接種歴 (はしか・ふうしん・水疱瘡・おたふくかぜ・てんかん・喘息等) • アレルギー有無 (「有」の場合、アレルギー症状を引き起こす物質、発症時の症状や対応等) • 服薬の有無(「有」の場合、薬剤名) • かかりつけ医(内科・歯科・眼科等)の名称および連絡先 • 入院歴や持病等 • 児童の性格や特徴 • 障害や疾病について • 保育所や幼稚園等での様子や配慮 など (例:「すくすく保育(障害児等保育)」を利用していた)
<p style="text-align: center;">学童クラブ育成料 および間食費減免について</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 減免を必要とする期間 • 減免を必要とする理由を次の1～4の中から選択 <ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護を受給中(保護開始日も入力) 2 就学援助費を申請中(申請予定含む)又は受給中 3 世帯員全員が市民税非課税 ※生活保護受給中の方は、1を選択 4 兄又は姉が入会しているため (兄姉名も入力)



5 申込後の流れ

	12月			1月			2月			3月			4月
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
要加配児 (新1~6年)	申込 (12/1 ~12/16)			指導員 保育所等訪問				入会 可否 決定			入会 説明会		4/1 登館 開始
	お子様・保 護者・指 導員の三者面 談												
新 1~3年	申込 (12/1~12/28)			お子様・保護者・指導員の三者面談				入会可否 決定			入会 説明会		
新 4~6年				入会可能 児童数 公表 (1/5)	申込 (1/6 ~ 13)			入会可否 決定			入会 説明会		
				お子様・保護者・ 指導員の三者面談									

※ 三者面談は原則、初めて入会される方のみ行います。

※ 各館の入会説明会の日時は、入会決定前にお知らせします。

6 入会審査及び入会決定について

(1) 入会要件の審査

提出していただいた書類をもとに、入会要件を満たしているかを審査し、入会の可否を決定します。

入会可否に関する通知は、令和6年2月下旬頃に申込者にお知らせします。

(2) 入会順位の審査（新4~6年生のみ）

4~6年生の受入れは、1~3年生を優先に受けさせていただき、定員に余裕のある学童クラブのみ実施します。受入れ可能な学童クラブと人数は、令和6年1月5日（金）に府中市ホームページで公表します。

同じ学年の児童が入会を希望している場合は「入会審査基準表（P. 19）」に基づいて入会申請の内容を点数化し、合計指数の高い順に入会を決定します。定員を超えた場合は保留となり、児童の退会等により定員に空きが発生し、受入可能となった場合のみご連絡します。

なお、4月1日から入会決定した方、入会保留となった方へは令和6年2月下旬にそれぞれ通知しますので、ご承知おきください。

(3) 入会期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

令和6年度 学童クラブ入会審査基準表

この基準表は、原則新4～6年生が入会を希望する際、監護に欠ける度合いの高い児童から入会を決定するための審査に使用する表です。

【基本指数】

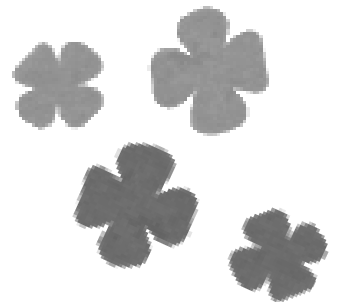
保護者の状態	月～金の就労日数・時間		指数
ア 外勤 イ 自営	週5日（月20日間以上）	1日7時間以上	10
		1日4時間以上	9
	週3～4日（月14日間以上）	1日7時間以上	8
		1日4時間以上	7
ウ 病気・ 身体障害	入院		10
	自宅療養	精神性	10
		常時病臥	10
		一般療養	6
	身体障害	身体障害者手帳1・2級又は愛の手帳1・2度 または精神障害者保健福祉手帳1・2級	
身体障害者手帳3級または愛の手帳3度又は精神障害者保健福祉手帳3級		9	
身体障害者手帳4級または愛の手帳4度		7	
エ 看護・介護	看護・介護	指数は外勤に準ずる	7～10
オ 就学	就学	指数は外勤に準ずる	7～10
カ 出産	出産または育児休業を取得中		8
キ 求職中	ひとり親求職中		6

【調整指数】

状況の種類	児童の状態	指数
世帯状況等	両親がいない世帯（これらに準ずる場合を含む）	20
	母子、父子世帯（これらに準ずる場合を含む）	10
	育児休業を取得中である	-5
保護者の帰宅時間（どちらか早い方） ※帰宅時間＝勤務終了時間＋通勤時間	①17：00よりも早い場合	-3
	②18：00よりも早い場合	-2

【同一指数の優先順位】

1	両親不存在家庭またはひとり親世帯に準ずる世帯の児童を優先する
2	基本指数が高い児童を優先する
3	保護者の勤務日数が多い児童を優先する
4	保護者の帰宅時間（早く帰宅する方）が遅い児童を優先する
5	市内在住で、就労等をしていない祖父母がいる
6	同居の祖父母がいる
7	その他（抽せんなど）



- ・申込受付期間内に申請のあった児童の入会については、低学年を優先することとし、同じ学年の児童が入会を希望している場合は、合計指数の高い順に入会を決定する。合計指数は、この入会審査基準表を用いて判断する。
- ・申込受付期間外に申請のあった児童の入会については、申請受理日が早い児童を優先し、同一日に申請があった場合は合計指数の高い順に入会を決定する。
- ・指数の算定式は、次のとおりである。
「合計指数」＝「父：基本指数」＋「母：基本指数」＋「調整指数」
- ・合計指数が同じだった場合は、「同一指数の場合の優先順位」に基づき判定する。
- ・合計指数が同点かつ「同一指数の優先順位」においても同程度だった場合、前年度出席率を判定材料とする。

Ⅲ よくあるご質問

Q1 学童クラブと放課後子ども教室けやきッズとの違いは何ですか。

A1 学童クラブは、保護者の就労等により放課後の時間に家庭で子の養育ができない世帯が利用できる施設です。児童の生活の場として、おやつを提供したり保護者との面談や懇談会等を行ったりするなど、学校とは異なる立場で子育てを支援します。集団遊びや季節の工作、お誕生日会などを通して放課後の児童の生活を支えます。

けやきッズは登録した児童が自由に宿題をしたり遊んだりすることができる、放課後の児童の居場所を提供しています。市が委託する青少年健全育成団体等のスタッフが見守る中で、児童の自主的な遊びを中心とした工作や外遊びを行っています。その他、多彩な活動を設定しています。

Q2 案内されている申込期間を過ぎてしまいました。入会申込みはどうしたらいいですか。

A2 申し訳ございませんが、4月1日付の入会はできません。しかし、年度途中の入会は実施しますので、直近では4月15日付での入会が可能です。年度途中入会の申込みスケジュールは令和6年2月下旬頃、市ホームページ上で公表します。

Q3 産休の要件で入会する予定ですが、必要な書類は何ですか。

A3 産休中の場合は、入会要件の内「カ 出産予定の方」に該当し、申し込みの際に母子手帳の分娩日が記載されたページの提出が必要です。出産予定月前後2ヶ月間は学童クラブの利用が可能です（6月出産予定の場合、4月1日から8月31日まで利用可）。出産後、育休を取得中も入会を継続する場合は、出産要件での入会期間中に、育休期間と職場復帰予定日の記載がある就労証明書のご提出をお願いいたします。

Q4 育休を要件とした入会はできますか。

A4 申し訳ございませんが、育休を要件とした学童クラブの入会はできません。ただし、学童クラブに既に入会している児童の場合は、当該児童の安定した生活の継続のため、保護者の産休時に生まれた子が1歳になる月の末日まで継続での入会が可能です。

Q5 複数の会社で勤務しているのですが、書類はどうすればいいですか。

A5 全ての勤務先の就労証明書をご提出ください。1日に複数勤務する場合は勤務状況を確認するため、スケジュール表に勤務状況を記入し、併せてご提出ください。

Q6 入会要件を複数組み合わせることはできますか。

A6 可能です。その場合は、該当の入会要件の書類を漏れなくご提出ください。
[例]：勤務と家族の看護・介護要件→就労証明書と申立書、診断書または障害者手帳、スケジュール表
(スケジュール表には勤務時間も合わせてご記入ください。)

Q7 年度途中の入会はできますか。

A7 できます。毎月1日付入会、または15日付入会のいずれかです。申込受付は入会希望月の前月1日から開始します。各入会日の申込締切日については、令和6年2月下旬頃、府中市学童クラブホームページで公表します。申込み締め切り日までに必要書類一式をご準備の上、お申込みください。申込内容に不備があった場合、翌入会日に後ろ倒しとなりますのでご注意ください。

Q8 三期休業期間（春・夏・冬休み）のみ学童クラブを利用することは可能ですか。

A8 可能です。ただし、Q7の回答同様、入会希望月の前月1日から各入会日の申込締切日までには、申込書類一式をご準備の上お申込みください。

Q9 私立や国立の小学校に通っていても利用できますか。

A9 できます。原則、ご自宅の学区域の学童クラブへのお申込みとなりますが、通われる小学校の登校経路により、学区域外の学童クラブに入会を希望される場合は児童青少年課へご相談ください。なお、学区域外の学童クラブへ入会される場合に、学童クラブ職員による学校へのお迎えはできかねますので、学童クラブの行き帰りの安全面等について、お家でお子様とよくお話し合いください。

Q10 学童クラブを退会する場合はいつまでにどのような手続きが必要ですか。

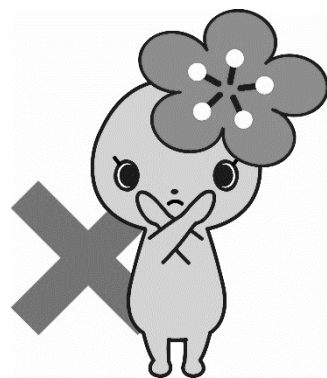
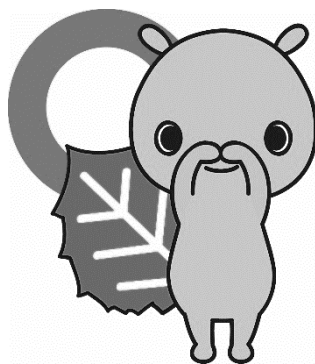
A10 退会の場合は、当月中に退会の届出をお願いいたします。（4月で退会希望の場合は4月中に届出）。届出方法については入会が決定した方にご案内しています。届出が翌月となった場合、当該月は在籍しているものとみなし、登館がなくても育成料・間食費はかかりますのでご注意ください。

Q11 学童クラブで必要な持ち物や、生活における注意点などはありますか。

A11 学童クラブで必要な持ち物や過ごし方の細かなルール、注意点は各学童クラブで異なります。入会決定後の3月中旬頃に、各館にて入会説明会が開催され、必要事項等の説明がございませぬので、ご出席ください。
なお、入会説明会の日程につきましては、学童クラブによって異なりますので、後日ご連絡いたします。

Q12 府中市に転入予定なのですが、入会申込みはどうすればいいですか。

A12 12月1日の時点で府中市内の転入先住所が確定している場合は、12月からの受付期間にてお申込みください。住民票の異動手続きが完了しているかは問いませぬ。
また、12月2日以降に転入先の府中市内住所が確定し、令和6年4月1日付入会を希望する方は、令和6年3月1日（金）から3月10日（日）に申込みを受け付けます。
なお、この期間は転入世帯のみを対象としているため、申込み忘れなどの理由による府中市内在住の方の入会申込みは受け付けませぬ。



[お問い合わせ]

府中市子ども家庭部児童青少年課
〒183-8703 府中市宮西町2丁目24番地
電話 042-335-4300 〈直通〉
[http://www.city.fuchu.tokyo.jp/
jidou01@city.fuchu.tokyo.jp](http://www.city.fuchu.tokyo.jp/jidou01@city.fuchu.tokyo.jp)